

広島特別支援学校移転・開校に伴う校章制定会議設置要項

広島市立広島特別支援学校

(目的)

第1条 移転・開校を期に、本校発展への期待や思いを馳せることのできる新たな校章を制定し、これまで支援を頂いた市民への謝意を表す機会とするとともに、更に本校に対する理解・啓発につなげる。

(会議の構成)

第2条

- (1) 本会議の委員及び座長、副座長は校長が指名する。
- (2) 委員は、学識経験者（1）、広島市教育委員会特別支援教育課（1）、PTA会長、PTA副会長、校長、教頭（1）、事務長、部主事（1）、教諭（6）、の職員で構成する。
- (3) 学識経験者及び教諭は、芸術（美術）分野に造詣の深い委員を指名することとする。

(内容)

第3条 本会議は、校章制定に係る次の内容を遂行する。

- (1) 図案募集に関すること。
- (2) 図案の選定に関すること。
 - ア 応募数によっては、会議の中に予備審査等を行う選定委員会を設ける。
 - イ 選定委員は、座長及び美術科教諭とする。
- (3) 校章の公表、図案制作者の表彰に関すること。

(その他)

第4条

- (1) この要項に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、校長が定める。
- (2) 本会議は、校章制定後、校長の決裁をもって廃するものとする。

附則

この要項は、平成22年9月13日から施行する。